

令和7年度

# 多摩市外国人学校児童・生徒の保護者に対する補助金

外国人学校に通っているお子様の保護者に対して

経済的負担の軽減を図るため、補助金を交付いたします。

●交付申請期間

**令和8年3月2日(月)**

～ **令和8年3月13日(金)**



●交付対象者

以下のすべてに該当する方

- 1) 保護者が多摩市に住民登録をしていること。
- 2) お子様が多摩市に住民登録をされており日本国籍をもたないこと。
- 3) お子様が日本の義務教育（小学校1年～中学校3年）相当の教育を行う外国人学校に在籍していること。
- 4) お子様の保護者で、お子様と同居し、お子様を養育していること。
- 5) お子様の在籍している外国人学校に授業料を納入していること。

●交付額

月額 1,000円（1年分をまとめて交付します。）

※外国人学校の在籍状況及び授業料の納入状況により交付額を減額する場合があります。

●交付対象期間

令和7年4月分 ～ 令和8年3月分

●交付申請時

提出書類

- ① 多摩市外国人学校児童・生徒の保護者に対する補助金交付申請書
- ② 多摩市外国人学校児童・生徒の保護者に対する補助金交付に関する在籍及び授業料納入済証明書

## 【申請等の委任について】

この補助金の申請等を、お子様の在籍している学校の学校長に委任し、学校を通して手続きをしていただくこともできます。

ご希望の場合、事前に、裏面記載の問合せ先までご連絡ください。

（裏面もご覧ください）

＊ ＊ 申請から交付まで ＊ ＊

① 多摩市教育委員会（ベルブ永山4階）学校支援課へ申請

- ・ 学校長に委任をした方は、学校から受け取った委任状と承諾書に記入・捺印をして、学校に提出してください。



② 審査結果（交付または不交付決定通知書）を通知

- ・ 申請書等による審査のうえ、申請を受理した翌日から7日以内に結果を申請者に通知します。
- ・ 学校長に委任をした方については、学校長に通知します。



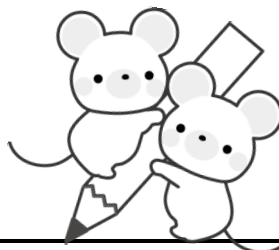
③ 補助金の交付

- ・ 市から交付決定の通知を受けた方は、交付請求書を提出してください。  
指定の銀行口座に補助金を振り込みます。
- ・ 学校長に委任をした方については、学校長が交付請求書を提出します。

● 注 意 事 項

- ・ 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部または一部を返還していただきます。  
(違約加算金および延滞金を徴収する場合があります。)
- ・ 補助金の交付を受けるために提出された書類は、交付・不交付にかかわらず一切返却いたしませんのでご了承ください。

※ご不明な点については、下記までお問い合わせください。



【 問合せ・連絡先 】

〒206-0025

多摩市永山1-5 ベルブ永山4階

多摩市教育委員会 学校支援課 学事係

☎ 042(338)6876 (直通)